

宮城県LPガス料金負担軽減支援事業

【第二弾】申請の手引き

申請期間：令和6年1月25日(木)～2月29日(木)

宮城県LPガス料金負担軽減支援事業 補助金事務局

令和6年1月16日

1. 本事業の概要	
(1)目的	P2
(2)概要	P2
(3)LPガス販売業者の要件	P3
(4)値引き対象者の要件	P3
(5)値引きの実施	P4～5
(6)値引きの周知	P6
(7)値引き額の明示	P6
(8)販売業者に交付される補助金の額	P7
2. 手続きの概要	
(1)販売業者の実施フロー	P8
(2)交付申請	P9
(3)値引き周知・値引き実施	P10
(4)値引きの実績報告・精算払い請求	P10
(5)履行確認検査	P11
3. 必要書類の準備	P12～18
4. システム利用方法	P19
5. 特設ホームページ・問い合わせ先	P20
6. よくある質問	P21～22

1. 本事業の概要

(1) 目的

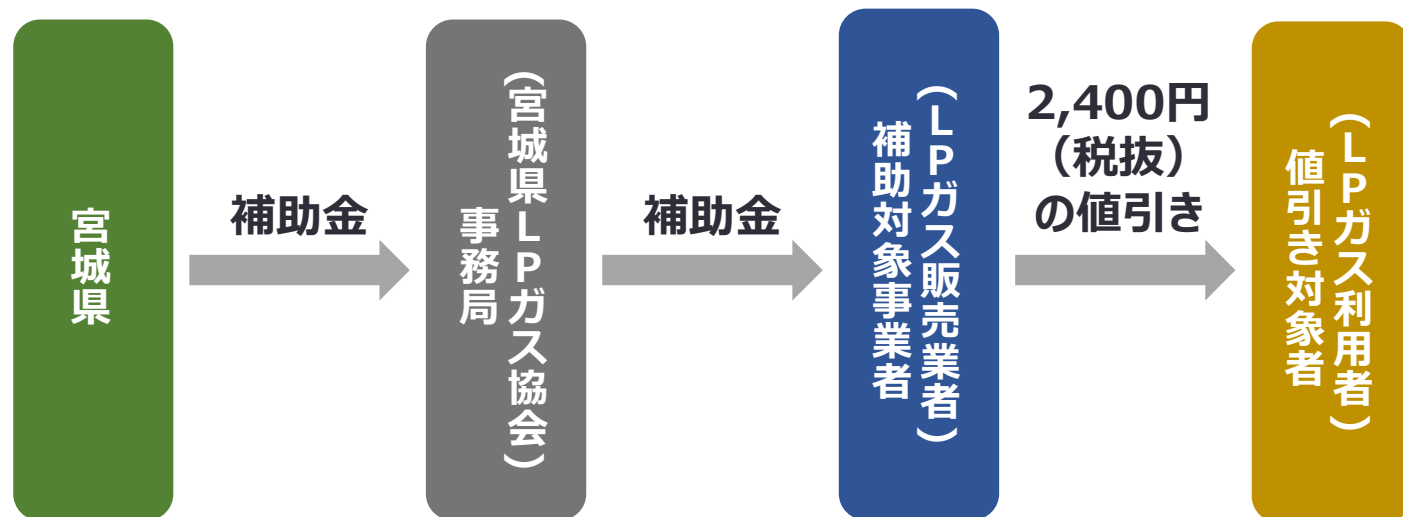
原材料価格の高騰や円安の影響等により日常生活に密接なエネルギー等の価格高騰が続いていることから、第一弾と同様に宮城県内のLPガス利用者に対して、LPガス料金の高騰の影響による負担を軽減することを目的とするものです。

(2) 概要

事業概要

宮城県内のLPガス利用者を対象として、宮城県が指定する金額及び方法により、当該対象の1契約当たりのLPガス料金から値引きを行ったLPガス販売業者に対し値引きの原資及び事務負担費用の一部を補助金として交付します。

事業概要図



(3) LPガス販売業者の要件

本事業に参加するLPガス販売業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ① 宮城県内のLPガス利用者にLPガスを販売する者(事業所の所在地は問わない)※
- ② 値引き対象者に対して、値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者
- ③ **令和6年2月から4月までに値引きを実施できる者**
- ④ 宮城県又は事務局からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥ 法人等(個人又は法人をいう)代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

変更点

※ 液化石油ガス法律第3条第1項の規定による登録を受けた者及びガス事業法第3条の規定による登録を受けた者(みなし登録小売販売業者を含む)であって、家庭・業務用のLPガスを販売する者

(4) 値引き対象者の要件

- ① 宮城県内でLPガスを消費する液化石油ガス法第2条第2項に規定される一般消費者等に該当する利用者
- ② 宮城県内で旧簡易ガス事業により供給を受けている利用者
- ③ **令和5年12月31日以前にLPガス販売業者と契約した利用者**

変更点

★【重要】本事業において値引き助成の対象外となるもの

イ 工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者

ロ 質量販売による供給

ハ 国又は地方公共団体が運営元である施設

例 市役所・役場等の庁舎、保健所、警察署、消防署、図書館、公民館や
国公立(県立、市町村立、県営、市町村営)の学校、保育所、病院、集会所等その他公共施設

※判断基準は、運営が国公立であるか(税金で運営されているか)です。

ただし、地方公共団体が運営する施設であっても、住民がLPガス料金を支払っている施設(公営住宅等)は、助成の対象に含める。

(例1) 民間である社会福祉法人等が運営支援で公的資金の支援を受けていたとしても、運営元は民間であるので対象です。

(例2) 「公民館」と名前に記載があっても、実際は民間が運営している場合は対象です。

※第一弾で申請が認められた値引き対象者は原則第二弾でも認めます。

(5) 値引きの実施

助成額

値引き対象 1契約(1メートル)につき、最大2,400円(税抜)

申請期間

令和6年1月25日(木)～令和6年2月29日(木)まで

値引き方法

令和6年2月から4月までの料金請求額から、2,400円(税抜)の値引きを行う。

★変更点 (重要)

第一弾では、値引き額2,400円(税抜)を1か月でマイナス表記にはしないように値引くことをルールとしておりましたが、**第二弾では令和6年2月から4月までの期間内での値引きであれば、販売事業者が、値引き回数を自由に設定できることとします。**

【値引きの考え方】

補助金の交付決定を受けた後、料金値引きの周知を実施し、その後直近の検針分以降の請求額から助成額(税抜)を値引きしてください。

以下は、あくまで考え方の例です。値引きを実施する場合は、令和6年2月～4月の期間分であれば、自由に値引きを実施してもらって構いません

(例 基本形) 単月の売上額が2400円以上であり、1回で2400円値引くケース

①税抜の場合

売上	値引き額	値引き後請求額 (税抜)	消費税	請求額 (税込)
8,000円	- 2,400円	= 5,600円	+ 560円	= 6,160円

②税込の場合

売上	値引き額	値引き後請求額
8,800円	- 2,640円	= 6,160円

変更点

※1か月に2,400円に満たない売上だったとしても単月で2,400円で値引きして構いません。但し、その契約者と翌月以降も取引を継続していることが条件です。

★注意（第一弾で実際にあった誤り例）

- ・令和6年2～4月以外の月には値引きすることはできません。
- ・交付決定前の値引きは絶対にしないでください。補助金はありません。
例 交付申請が2月1日 交付決定が2月9日だった場合は、値引きは必ず2月9日以降に実施してください。
- ・令和6年2～4月の3か月の中で1契約あたり総額で2,400円値引きます。総額2,400円より超えた金額を値引くことはできません。
(誤って2,400円×2か月分値引いてしまったケースがありました)
- ・税抜と税込の混合計算のミス（売上は税抜で、値引きが税込になっている等）のないようにご注意ください。

(6) 値引の周知

①値引き対象者が液化石油ガス法の一般消費者等の場合

販売業者が本事業による値引きを実施する場合は「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」による値引きが行われることを、値引き対象者に対して周知する必要があります。

周知方法については、周知文書・チラシ等の配布、ハガキの郵送、メールの送信、検針票等に印字など、販売業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、販売業者のWEBサイト上に掲載する場合でも、利用者に対して個別に周知をお願いします。

対象者に対する周知文の一例

宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、令和6年2～4月の期間中の請求額の税抜価格から総額2,400円が値引きされます。

②値引き対象者が旧簡易ガス事業の供給を受ける者の場合

登録ガス小売販売業者(ガス事業法第3条の登録を受けた者(みなし登録小売販売業者を含む)が値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく「供給条件の説明義務及び書面支給義務」が発生します。さらに、契約者に経過措置団地(規制団地)をお持ちの場合、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請書」の届出が必要となります。

※詳細については、東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課にお問い合わせください。

(電話：022-221-4941)

(7) 値引の明示

販売業者が本事業による値引きを実施する際、値引き対象者が値引きの事実を確認することができるものとして、各月の検針票、請求書、領収書、WEB明細などに以下の内容を明示してください。

<値引きの事実確認のための記載事項>

- 値引き前後の額
- 値引き額

〇〇ガス 《使用量のお知らせ》			
2024年3月分	ご使用期間 2月〇日～3月〇日		
請求予定額	6,160円		
	【内訳】		
	(税抜)	(消費税)	(税込)
ガス基本料金	2,100円	210円	2,310円
ガス従量料金	5,900円	590円	6,490円
宮城県支援事業値引き	▲2,400円	▲240円	▲2,640円
小計	5,600円	560円	6,160円

明示イメージ

(8) 販売業者に交付される補助金の額

値引き対象者への値引きを実施した販売業者に対して、以下の補助金を交付します。交付対象は、実際にLPガス利用者を管理している事業所(支店・営業所等)単位としますが、複数の事業所をもつ販売業者は、一つに取りまとめて申請をしてください。

補助金の交付は、原則、値引き対象者への最終の値引きが完了し、事務局への事業実績報告書の提出後に行われる履行確認検査により適正な値引きの実施が確認された後、一括して交付(精算払い)します。

[事務負担費用]

固定費**20,000円** + 1契約につき**20円**

※第二弾では、総額及び契約数の上限が撤廃されました。

★変更点

事務負担費用の金額・条件が変わりました!

※変わった部分が赤字部分です。

(比較用参考) 第1弾事務負担費用

固定費10,000円 + 1契約につき30円 × 契約数 (上限額1,000契約分)

総額の上限 1事業所につき、40,000円

(例) ●社 A支店(顧客500件)、B支店(顧客300件)、C支店(顧客600件)、
D支店(顧客1,200件)の場合
申請契約合計2,600件(うち補助金対象契約数2,600件) 経費総額 132,000円

●社 事務負担費用内訳

A支店500件(固定費20,000 + (500×@20) = 30,000円

B支店300件(固定費20,000 + (300×@20) = 26,000円

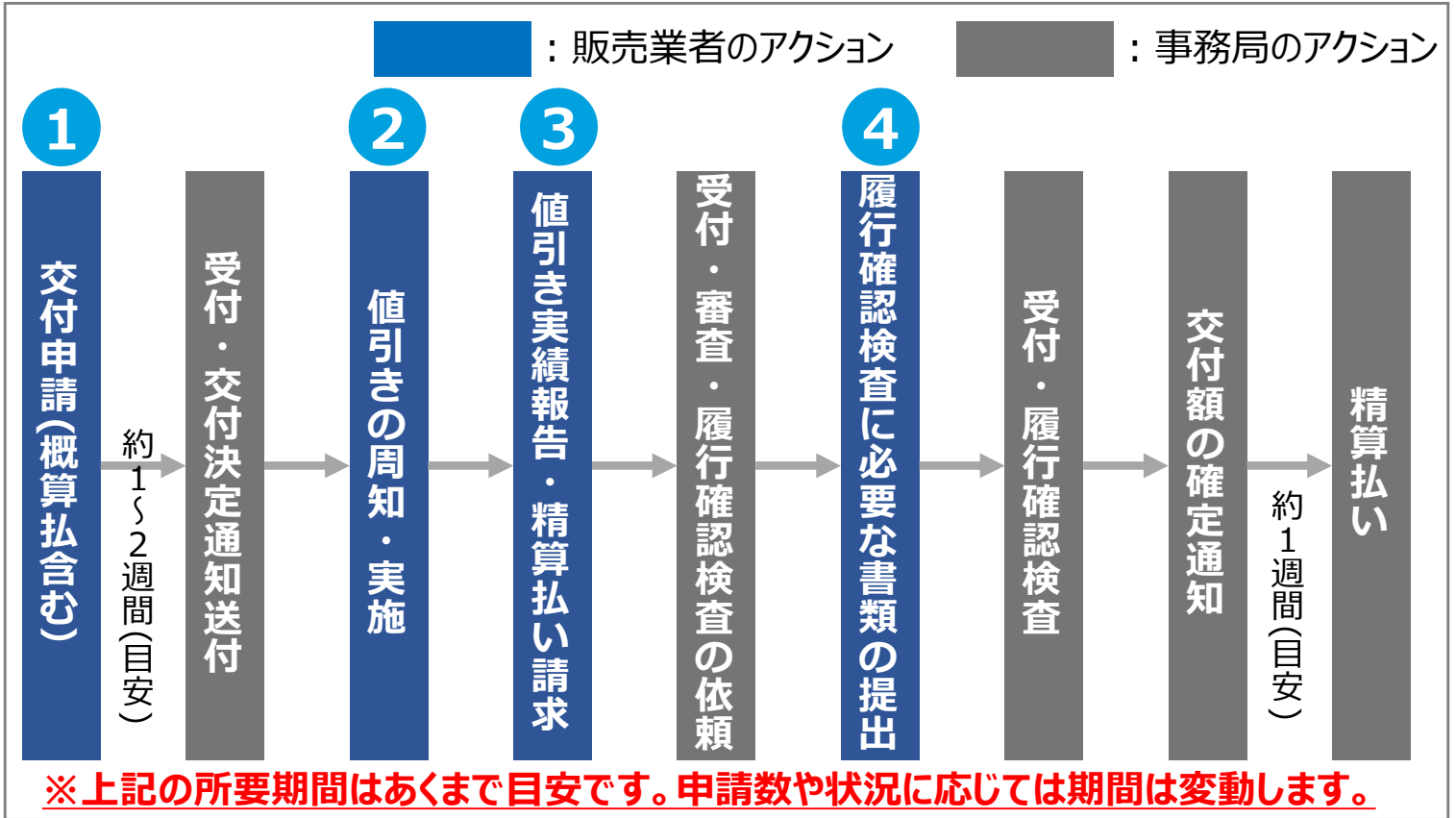
C支店600件(固定費20,000 + (600×@20) = 32,000円

D支店1,200件(固定費20,000 + (1,200×@20) = 44,000円

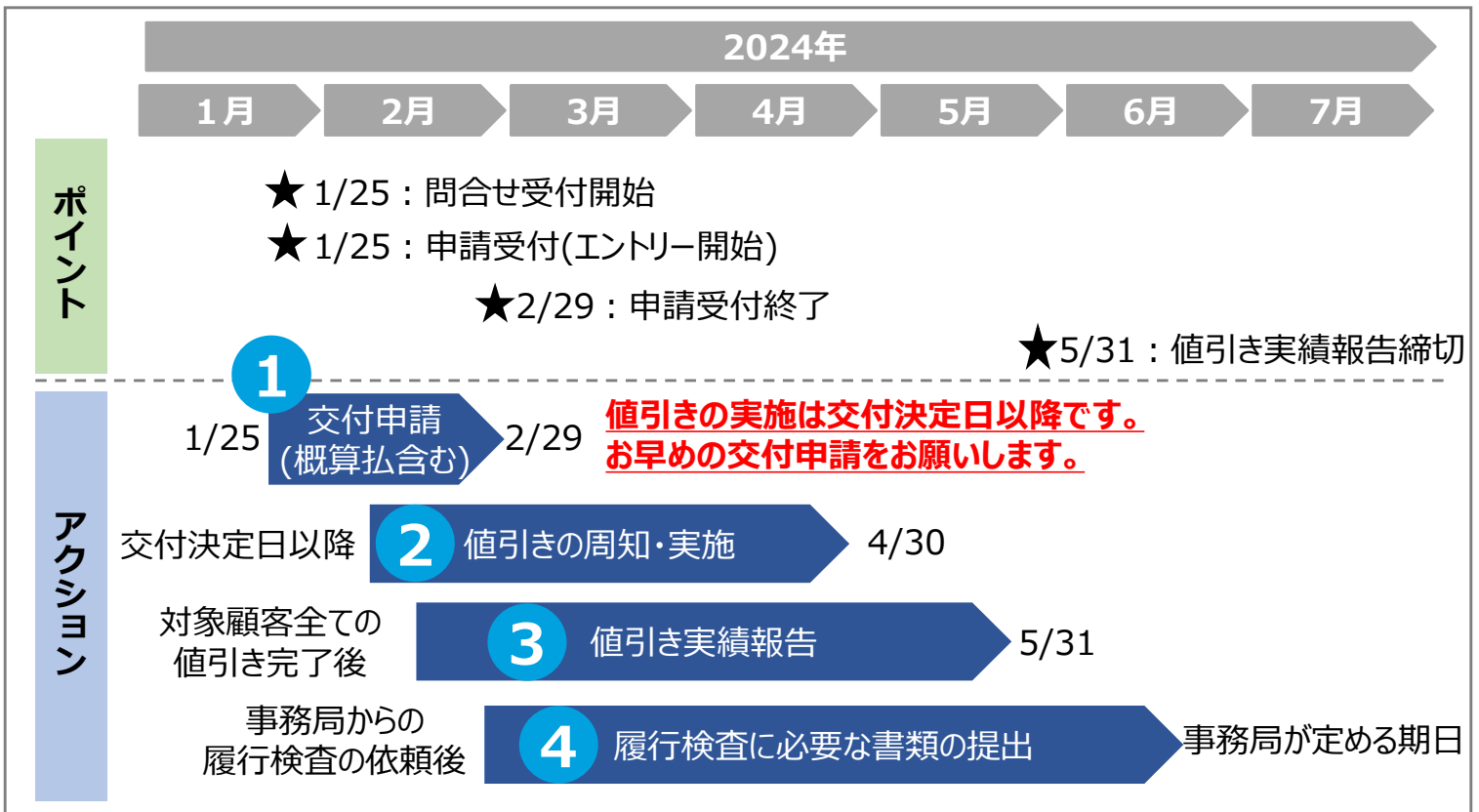
2. 手続きの概要

(1) 販売業者の実施フロー

販売業者が本事業に必要なアクションは4点です。



上記アクションにおけるスケジュールです。



(2) 交付申請

補助金による値引きを実施するためには、事前に交付申請を行う必要があります。原則は申請システムにて交付申請をお願いします(インターネット環境等で、申請が難しい場合は、事務局にご相談ください)。

交付申請後、事務局にて審査を行い、要件を満たしている場合には交付決定通知にてお知らせします。

【注意事項】

- 交付申請は、実際にLPガス利用者を管理している事業所(支店・営業所等)単位としますが、複数の事業所をもつ販売業者は、一つに取りまとめて申請してください。
- 交付決定通知日以降にLPガス料金の値引を実施してください。

【必要添付書類】

★変更点 (簡単になりました)

★第1弾で交付申請を行った販売事業者については、第1弾申請時に必要だった「振込口座確認書類」「事業者登録番号確認できるもの」「対象者一覧表」は提出不要です。

※ただし、上記内容に変更がある事業者は事務局へお知らせください。

【概算払い】

値引き原資の80%を概算払いとして事前に請求することができます。

※システム申請の場合、交付申請と同時に概算払いの請求が可能です。

概算払い金額(一律) = 2,400円 × 契約者数 × 0.8(80%)

交付申請の約1か月後に事務局より指定の振込口座へ概算払い金額をお支払いします。交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還していただきます。

概算払いを行わなかった場合、補助金は精算払い時まで (交付額確定通知後 = 令和6年4～6月頃) 入金されませんので、必要な方は概算払いを申請することをお勧めします。

(3) 値引き周知・値引き実施

P.6 (6)値引きの周知、(7)値引き額の明示の項をご参照いただき、実施してください。

(4) 値引き実績報告・精算払い請求

全ての値引き完了後、その完了した日から1か月以内の実績を申請システムで報告してください。また、値引き対象者に対する「値引きの周知」及び「値引き額の明示」の実施を確認することができる書類等のコピーをそれぞれ1件分添付してください。

値引きを実施したすべての値引き対象者について、個々の値引き状況を確認することができる「値引き実績一覧表」を添付してください。

【提出期限】

値引きの完了した日から1か月以内又は、令和6年5月31日のいずれか早い日

【必要添付書類】

番号	提出書類名称	詳細
1	値引き実績一覧表 (全件分)※P13参照	変更点 値引き金額を記載したリスト (値引き前・値引き後の金額は不要)
2	値引き周知を証明する 書類(1件分)	対象者向けに値引きの周知を実施したことが分かる 書類(ハガキ、案内文、チラシ、メール本文等のコピー)
3	値引き額明示を証明す る書類(1件分)	対象者向けに値引きを実施したことが分かる書類 (検針票、請求書、領収書、WEB明細等のコピー)

(5) 履行確認検査

実績報告の際、提出された「値引き実績一覧表」から事務局が無作為に選んだ値引き対象者について、値引きの事実が確認できる書類を提出してください。

【提出期限】

事務局が指定する日

【提出件数】

事務局より指定された件数（1件～30件程度 ※契約数により変動）

【必要添付書類】

番号	提出書類名称	詳細
1	値引き履行を証明する書類	値引きの事実を確認できる書類（領収書、WEB明細、 検針票、請求書 、各種帳簿類）のコピー、システム画面のスクリーンショット等

3. 必要書類の準備

必要添付書類一覧

本事業における申請～交付に必要となる書類は以下4つです。

★変更点

**※（再掲）第1弾で交付申請を行った販売事業者については、※《 》書類は不要です。
内容に変更がある事業者は変更内容を事務局へお知らせください。
（第2弾から新規申請を行う事業者は必要です）**

提出時期	#	書類名称	取得方法
交付申請		※《振込口座確認書類》 ※《事業者の登録番号が確認できるもの》 ※《対象者一覧表（全件分）》	第1弾より継続の場合 は提出不要 （変更有の場合のみ 事務局へ連絡要）
値引き実績報告	①	値引き実績一覧表（全件分）	販売業者にて準備 ※推奨フォームはHPより ダウンロード可
	②	値引き周知を証明する書類(1件)	
	③	値引き額明示を証明する書類(1件)	販売業者にて準備
履行確認検査	④	値引き履行を証明する書類(指定分)	

1 値引き実績一覧

★変更点 第二弾では、値引き前、値引き後の金額の記載は不要になりました。値引き額のみを記載する新しい第二弾用「値引き実績一覧リスト」の推奨フォームを宮城県LPガス協会HPに掲載しておりますので必要に応じてご活用ください。

以下A,B、Cは作成方法の例です。参考にして「値引き実績一覧」をご用意ください。

方法A（基本）.第二弾推奨フォームにリストをコピー＆ペーストで作成する方法

【対象事業者（推奨）】

- ・契約者全体数、変更（退去、入替）が多い事業者
 - ・エクセル等の加工（コピー＆ペースト）ができる事業者
- 第一弾で使用したリストからコピー＆ペーストする等して、第二弾用推奨フォームまたは準じる自社フォーム等にて、値引き実績一覧を作成して提出してください。

方法B.第二弾推奨フォームを使用して手入力でリストを作成する方法

【対象事業者（推奨）】

- ・契約者全体数及び変更（退去、入替）の契約者が少ない事業者
- ・エクセル等の加工（コピー＆ペースト）が不得意で手入力で作成する事業者

第一弾フォーム

No. (入力不要)	契約者氏名	契約者住所	各月の値引きの実施状況									値引き額合計 (入力不要)	
			9月請求分			10月請求分			11月請求分				
			値引き前	値引き額	値引き後	値引き前	値引き額	値引き後	値引き前	値引き額	値引き後		
1	千葉 仁	仙台市青葉区●●	3000	2400	600								2,400
2	中村 大介	仙台市青葉区●●	2000	1200	800	2,800	1,200	1,600					2,400
3	小林 淳	仙台市青葉区●●	1800	800	1000	2,800	800	2,000	3,800	800	3,000		2,400
4	林 美子	仙台市太白区●●	5000	2400	2600								2,400
5	田中 綾子	仙台市泉区●●				3,000	2,400	600					2,400



第二弾フォーム

No.	対象者氏名	対象者住所	各月の値引きの実施状況 (必須) 税抜額を記載ください						値引き額合計 (入力不要)
			2月請求分		3月請求分		4月請求分		
			前	額	前	額	前	額	
1				2400				0	2,400
2				1200		1,200			2,400
3				800		800		800	2,400
4	宮城 花子	(契約者入替)						2,400	2,400
5	退去	退去							0
101	仙台 四郎	仙台市青葉区●●					2,400		2,400

リストを手入力で作成する場合、労力を考慮して、以下の記載方でも可とします。

- ・例No1～3 継続契約者の場合、管理Noと値引き金額のみ記入してください。
(氏名と住所の入力は省き、空欄で構いません)
- ・例No4 集合住宅等で契約者が変更になっている場合は、氏名 + (契約者入替) と記載ください。
- ・例No5 引越等で退去してしまった(入替がない) 契約者は退去と記入ください。
- ・例No101 第一弾では契約がなく新規で増えた契約者は、氏名・住所を新たにリストの下部に記載してください。

方法C.第一弾で作成したリストを活用する方法

【対象事業者（推奨）】

- ・契約者全体数及び変更（退去、入替）の契約者が少ない事業者
- ・エクセル等の加工（コピー＆ペースト）が不得意な事業者

①

No. (入力不要)	対象者氏名	対象者住所	各月の値引きの実施状況 (必須) 税抜額を記載ください			値引き額合計 (入力不要)
			2月請求分(税抜額)	3月請求分(税抜額)	4月請求分(税抜額)	
③ 1			値引き額 2400			2,400
2			1200			2,400
3			800	800	800	2,400
④ 4	宮城 花子	(入替)		2,400		2,400
5	退去	退去				0
101	仙台 四郎	仙台市青葉区●●●		2,400		2,400
102	太白 一郎	仙台市太白区●●	2400			2,400

⑤

②

【C リスト加工手順】

① 値引きの各月を9, 10, 11月をそれぞれ2月、3月、4月に修正してください。

② 「値引き前」「値引き後」の欄は不要になるため、削除または黒塗りで潰すまたは空欄にしてください。

③ 第一弾から変更のない契約者の場合（上記リストのNo1～3）は第一弾と同じNoを残し、**対象者氏名・住所は空欄**にしてください。

④ 集合住宅等で契約者が変更している場合（リストのNo4）は、氏名と住所欄に（契約者入替）と記載ください。
引越等で退去してしまった（入替がない）契約者（No.5）は退去と記入ください。

⑤ 第一弾から新規で追加の契約者の場合（上記リストのNo101、102）は、**リストの一番下の番号で付番し、氏名・住所・値引き額を記載**してください。

2 値引き周知を証明する書類

対象者向けに値引きの周知を実施したことが分かる書類(ハガキ、案内文、チラシ、メール本文等のコピー)を1件分ご提出ください。値引きの周知の活用できるツールをHP上へ掲載予定です。値引きの周知に活用ください。※HP上に掲載されているツールを活用いただいた場合、値引き周知を証明する書類として提出可能です。

【注意】必ず「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」と本事業である旨を明示してください。(事業名が長い場合略称「県LPガス支援事業」等で可。)

<値引きの周知例①>

宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大(総額)2,400円を値引きします。

年 月 日

事業者名 _____

<値引きの周知例②>

宮城県LPガス料金負担軽減支援事業補助金のご案内

LPガスご契約者の皆様へ

宮城県では、原材料価格の高騰等により、LPガス価格の高騰による一般家庭等のLPガス利用者の負担を軽減するため、令和6年2月～4月分のLPガス請求額の税抜価格から最大(総額)2,400円を値引きします。

対象となる方

宮城県内でLPガスを使用する一般家庭等のLPガス利用者

値引き実施期間

令和6年2月～4月の3か月間(期間中で税抜価格から最大(総額)2,400円の値引)

値引きの実施方法

- 対象となる期間について、契約件数(メーター1件)につき、税抜価格から最大2,400円が差し引かれた額での請求となります
- 自動的に請求料金から差し引かれますので、**利用者の方による手続きの必要はありません。**

販売店記入欄
(会社名・連絡先)

P15,16に値引きの周知例①②の参考資料をご用意しておりますので、ご活用ください。

<参考>

前ページの値引きの周知例①です。検針票に添付する場合等に適宜ご使用ください。

※注意 「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」と事業名（略称可）を明示してください。

<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>	<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>
<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>	<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>
<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>	<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>
<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>	<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>
<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>	<p>宮城県が実施する「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業」により、____月分の請求額の税抜価格から最大（総額）2,400円を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名_____</p>

<参考> P14ページの値引きの周知例②です。案内チラシとしてに適宜ご使用ください。

宮城県LPガス料金負担軽減支援事業補助金のご案内

LPガスご契約者の皆様へ

宮城県では、原材料価格の高騰等により、LPガス価格の高騰による一般家庭等のLPガス利用者の負担を軽減するため、令和6年2月～4月分のLPガス請求額の税抜価格から最大（総額）**2,400円**を値引きします。

対象となる方

宮城県内でLPガスを使用する一般家庭等のLPガス利用者

値引き実施期間

令和6年2月～4月の3か月間 {期間中で税抜価格から最大（総額）2,400円の値引}

値引きの実施方法

- 対象となる期間について、契約件数（メーター1件）につき、税抜価格から最大2,400円が差し引かれた額での請求となります
- 自動的に請求料金から差し引かれますので、**利用者の方による手続きの必要はありません。**

販売店記入欄
(会社名・連絡先)

3 値引き額明示を証明する書類

対象者向けに値引きを実施したことが分かる書類(検針票、請求書、領収書、WEB明細等のコピー)を1件分ご提出ください。

<請求書 内訳欄での明示>

仙台 四郎様
〇〇ガス 《使用量のお知らせ》
2024年3月分 ご使用期間 2月〇日～3月〇日

請求予定額	6,160円	
【内訳】		
	(税抜)	(税込)
ガス基本料金	2,100円	2,310円
ガス従量料金	5,900円	6,490円
宮城県支援事業値引き	▲2,400円	▲2,640円
小計	5,600円	6,160円

お知らせ

<請求書 お知らせ欄での明示>

仙台 四郎様
〇〇ガス 《使用量のお知らせ》
2024年3月分 ご使用期間 2月〇日～3月〇日

請求予定額	6,160円	
【内訳】		
	(税抜)	(税込)
ガス基本料金	2,100円	2,310円
ガス従量料金	5,900円	6,490円
宮城県支援事業値引き	▲2,400円	▲2,640円
小計	5,600円	6,160円

お知らせ
宮城県からの支援により、2,400円の値引きをしています

4 値引き履行を証明する書類

実績報告の際に提出された「値引き実績一覧表」から事務局が無作為に選んだ値引き対象者について値引きの事実を確認できる書類(領収書、WEB明細、**検針票**、**請求書**、他各種帳簿類)のコピー、システム画面のスクリーンショット等)をご提出ください。

4. システム利用方法

特設HP内の事業者申請ページを押すと、申請システムの画面が表示されます。
各項目に必要な事項を入力してください。

第1弾と同じシステムを利用します。操作方法は変わりませんので、引き続き使用くださいますようお願いいたします。
(詳細はHP掲載のシステム操作マニュアルをご覧ください)



LPガス 人と笑顔にスマイルを 一般社団法人 宮城県LPガス協会

HOME お客様向け 事業者向け 資格・講習 協会のご案内

暮らしといつも一緒
災害に強いクリーンなエネルギー
LPガス

宮城県LPガス料金負担軽減支援事業

申請はこちら

ここをクリック

5. 特設ホームページ・問い合わせ先

特設ホームページへのアクセス

特設ホームページを開設します。特設ホームページから申請をお願いします。
原則、WEBサイトからの申請をお願いします。
提出が必要な書類はこちらからダウンロードをしてください。

【WEBサイト】

一般社団法人宮城県LPガス協会HP内
宮城県LPガス料金負担軽減支援事業 申請特設ページ

<URL>

<http://www.miyagi-lpg.or.jp/archives/2513>

<QRコード>



申請以降のシステム操作方法については、後日HP上へ掲載します。

問い合わせ先

宮城県LPガス料金負担軽減支援事業 補助金事務局

電話：022-281-9739

電子メールアドレス：miyagi_lpg@bsec.jp

受付時間：午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

★WEB申請が難しい場合

インターネット事情等により、WEBサイトでの申請が不可能又は難しい場合は、事務局へご相談ください。郵送申請についてご案内します。

6. よくある質問

Q1.宮城県外の消費者にLPガスの供給を行っているが、この消費者に値引きを行った場合、支援対象になるか？

宮城県外の一般消費者等については、対象外です。

Q2.単価契約（基本料金がなく、従量料金だけの契約）は対象になるか？

対象になります。

Q3.基本料金のみで従量料金が発生しない契約者がいるが対象になるか？

対象になります。

Q4.集合住宅で法人等が社宅として複数の部屋を一括で契約している場合、対象になるか？

対象です。なお、社宅等として複数の部屋を一括で契約している場合は、利用料金の請求額の算定元となるメーター数に応じた消費者数として対象です。

つまり、算定元となるメーターが1つしかない場合は、1消費者として扱い、算定元となるメーターが5つある場合は、5消費者として扱います。

Q5.検針日と請求日が別の場合は、どちらの日から起算して30日以内に実績報告書を提出しなければならないのか？

当月分の請求完了日から起算して30日以内に実績報告書を提出してください。

Q6.事業参加申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか？

交付申請時に記載のある利用者のみ対象となります。

Q7.ガスの使用量が0m³の場合は対象になるか？

基本料金に対して値引きが可能です。

Q8.国の機関、地方自治体の施設は対象になるか。また、公立幼稚園、小中学校、公立保育園等は対象か？

国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎および国公立の学校は対象外です。

※私立学校や私営の病院等は対象になります。（令和5年8月15日修正）

前ページ記載とは他の質問を、実際に事務局に頂いた質問を元に、別紙の「Q&A」を都度更新しておりますので、合わせてご確認ください。